

平成 1 9 (2007) 年度

東京都予算編成 に対する要望

平成 1 8 (2006) 年 1 1 月 2 9 日

都議会民主党

平成 18(2006)年 11 月 29 日

東京都知事

石原慎太郎 様

都議会民主党

幹 事 長 田中 良

政策調査会長 馬場裕子

平成 19 (2007)年度東京都予算編成に対する要望

政府の月例経済報告によれば、景気の回復は 4 年 10 カ月続き、40 年前の「いざなぎ景気」を超えたということでもあります。しかし、労働分配率は低迷を続けており、国民の生活実感の上ではそれほどの好況感はありません。今後、労働力の需給逼迫から所得移転は進むと思われませんが、市場経済に多くを望む事はできず、一定の圧力が必要であります。

こうした景気回復傾向は、今後 4~5 年は続き、その後は鈍化するとの予測もあり、このところの多額の都税収入の増も、中長期的には大きな期待はできません。

従って、これまでの都政運営の中で生じた「負の遺産」を処理できる財政的余裕を持つる時間は少なく、この時期を逃すことはできません。

また、この間の景気低迷下で増加した「ニート」の社会復帰や「フリーター」「パート」等の雇用条件の改善に向けた道筋をつけることもこの時期の重要な課題であります。

同時に、労働力の減少傾向をふまえ、高齢者や女性の就業促進や外国人労働者の受け入れ環境の整備も進めていかなければなりません。

一方、東京は社会資本の更新期を迎えますが、今後は、必ずしも経済規模は大きくならず、人口も減少し続けることを前提としなければなりません。そして、経済的にも、環境への負荷の面でも、そして東京では震災・集中豪雨などに対する防災の面でも「持続可能な開発」「持続可能な社会」を目指さなければなりません。

そして、少子化への対応です。少子化社会から脱却するには、信頼と安心の社会の構築が必要であります。個人間の信頼と安心、個人と社会の間の信頼と安心の構築に向けた社会構造改革に向けた取り組みを進めていく必要があります。

これらの点を踏まえつつ、以下に提出する予算要望項目に十分配慮されるよう要請します。

尚、別冊として添付した区市町村並びに各種団体の要望についても、特段の配慮を要望します。

以 上

目 次

子育て・少子化への対応	1
一 子育て環境の整備について	1
二 心とからだの健康づくりについて	3
三 青少年総合対策の推進について	3
生きる力を育む教育	4
一 学校教育指導の充実について	4
二 心身障がい教育の振興について	5
三 高等学校教育の振興について	5
地域で支え合う安心の福祉	6
一 新しい福祉を支える基盤づくりについて	6
二 心身障がい者（児）福祉の推進について	7
三 高齢者福祉の推進について	8
四 医療提供体制の確保について	9
五 健康の保持増進について	11
六 生活環境の安全確保について	11
「水」と「風」と「緑」を変える	12
一 地球温暖化対策について	12
二 緑の保全と創出について	13
三 良質な水の確保と水循環の推進について	14
四 健康で安全な環境の確保について	15
防犯・防災の地域づくり	16
一 治安対策の推進について	16
二 都市防災対策について	17
三 危機への対応力強化について	18
四 総合的な水害対策について	20
五 交通安全対策の推進について	20
魅力あふれる快適な都市づくり	21
一 都市計画に向けた調査について	21
二 都市づくりの推進について	22
三 総合的な物流対策について	22
四 快適な公共交通について	24

- 五 住宅の供給について 24
 - 産業の振興で東京を元気に 25
 - 一 中小企業等への支援について 25
 - 二 観光産業の振興について 26
 - 三 農林水産業の振興について 27
 - ともに支え合う豊かな都民生活 28
 - 一 多様な「公」の育成について 28
 - 二 共に生きる社会について 28
 - 三 安心して働くことができる公正な社会について 29
- 四 都民を豊かにする芸術文化及び生涯学習について 30
 - 分権・改革の自治体に 30
 - 一 自治体行政の拡充強化について 30
 - 二 区市町村の振興について 31
 - 三 都庁改革について 32
 - 2016年の東京オリンピック招致に向けて 34
 - 一 招致に向けた取り組みについて 34
 - 二 都民のスポーツ活動の充実について 35

子育て・少子化への対応

一 子育て環境の整備について

- 1 子育て支援基盤整備包括補助金により、区市町村が地域の実情に応じて主体的に行う子育てサービス基盤の整備を支援すること。また、認定こども園の開設準備経費についても補助すること。（福祉保健局）
- 2 子育て支援の主体である市町村が、地域の実情に応じて施策を行うことが出来るよう子育て推進交付金を交付すること。保育水準の低下を招かないようにすること。（福祉保健局）
- 3 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務づけるなど都独自の基準を持つ認証保育所の設置を推進すること。（福祉保健局）
- 4 子どもを家庭的な環境で保育する家庭福祉員制度を実施する区市町村に対し、必要な経費を補助すること。（福祉保健局）
- 5 企業の次世代育成に対する取組を促進するとともに、仕事と家庭の両立支援に対する事業主の意識啓発を図るため、事業所内保育所の設置を支援すること。（福祉保健局）
- 6 次世代育成企業支援事業として、行動計画を策定する中小企業の登録制度の実施をはじめ、両立支援に向けて具体的に取り組む中小企業への助成策を新たに創設すること。また、国や都の施策など、両立支援に関わるあらゆる情報の周知・提供に向けて取り組むこと。（産業労働局）
- 7 認定こども園の創設に伴い、不十分な国の財政措置を補うため、都独自の補助制度を作ることで、すべての子どもと子育て家庭に対する支援を推進すること。（福祉保健局）
- 8 私立幼稚園教育振興事業費補助を引き続き行うとともに、認定子ども園の設置を促進するため、開設準備経費補助に加え、保護者負担軽減補助を実施すること。また、預かり保育など子育て支援に関する補助を拡充すること。（生活文化局）
- 9 児童相談所の機能を拡充するとともに、親と子を総合的に支援する拠点、地域支援の拠点として子ども家庭総合センターを設置すること。低年齢児への支援とともに思春期の子どもの育成についても充実した支援を行うことができるようにすること。（福祉保健局）
- 10 子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村に対し、補助するとともに、専門研修などを実施して、相談体制の充実をはかること。（福祉保健局）
- 11 一時・特定保育補助事業を実施するとともに、病児・病後児保育を効率的・安定的に運営できる仕組みづくりなどの構築に向けモデル事業を実施すること。（福祉保健局）

- 1 2 児童の健全育成として、学童クラブを設置運営する区市町村に対し、補助を行うとともに、設置促進のための補助を行うこと。（福祉保健局）
- 1 3 虐待の未然防止のため、特に支援を要する母児に対し、分娩退院後一定期間ケアを行い、子育てを支援するとともにサポート体制の確立を図ること。（福祉保健局）
- 1 4 次世代を担う子どもの健全な育成のため、児童育成手当を支給するとともに、乳幼児や義務教育就学期の児童の医療費助成事業を実施すること。（福祉保健局）
- 1 5 虐待等で家庭的養護が望ましい児童の養育家庭への委託を進めるとともに、制度の充実を図ること。また、都立施設を含む養護児童グループホームの設置を進めること。（福祉保健局）
- 1 6 専門機能強化型児童養護施設制度を創設し、治療的・専門的ケアができる体制を整備し、問題を抱えた児童の入所の増加に適切に対応するとともに、自立促進を図ること。入所需要が高まっている児童自立支援施設を増設すること。また、自立援助ホーム制度を充実させること。（福祉保健局）
- 1 7 児童相談所の機能を強化すること。（福祉保健局）
- 1 8 児童虐待防止のため、医療機関における対応能力強化事業として、医療従事者向け相談窓口設置、一次医療機関の医師を対象として事例検討の研修を行うこと。また、二次医療機関の強化を図るため、院内虐待対策委員会（CAPS）の立ち上げを支援するとともに、地域の医療機関支援の核となる医師を養成すること。（福祉保健局）
- 1 9 事業者の創意工夫を活かした認証保育所事業を推進するとともに、質の確保に努めるため、研修を実施すること。また、保育室への支援を行うこと。（福祉保健局）
- 2 0 ひとり親家庭を支援するために、ホームヘルプサービス事業や医療費助成事業を実施するとともに、自立支援や相談を含むひとり親家庭支援を充実すること。（福祉保健局）
- 2 1 配偶者等暴力の被害者対策として、女性相談センターの機能強化を図ること。特に、多摩支所にスーパーバイザーと女性相談員を設置し、市が実施する女性相談業務への助言・指導、困難ケースへの個別指導を行うこと。（福祉保健局）
- 2 2 ハイリスク妊婦や新生児医療への対応として、NICUなど周産期医療システムを整備すること。多摩地域における新生児医療の充実を図ること。（福祉保健局）
- 2 3 内科などの開業医に対して小児科臨床研修を実施するとともに、離職小児科医に対する最新知見の研修を行った上で再就職を支援するなど、地域における小児医療の確保に努めること。（福祉保健局）
- 2 4 小児慢性特定疾患児への医療費助成や不妊治療費の助成などを行うこと。（福祉保健局）
- 2 5 小児救急電話相談を行うとともに、病気の子どものピアカウンセリングを実施すること、子どもの事故予防対策を進めること。（福祉保健局）

二 心とからだの健康づくりについて

- 1 いじめ等の問題への対策として、実態把握に努めるとともに、迅速な対応を行うこと。教育相談センターにおける相談活動や学校へのスクールカウンセラーの配置などを進めること。また、スクールカウンセラーの実施状況を検証し、より充実した相談が可能となるようそのあり方について検討すること。（教育庁）
- 2 中学校での登校拒否や高等学校での中途退学者に対応するための必要な教員を充実すること。また、中途退学者についても、情報提供などを通じて支援を行い進路が確保されるよう取り組むこと。（教育庁）
- 3 放課後子ども教室の設置や推進委員会の設置など、放課後子どもプランを実施すること。（教育庁）
- 4 子どもたちの健全な育成を図るため「心の東京革命」教育推進プランに基づく事業を推進すること。（教育庁）
- 5 青少年の健全な育成に資するために、性教育の推進を図るとともに、薬物乱用防止に向けた取り組みを強化すること。（教育庁）
- 6 スポーツや文化などの部活動振興のため、顧問の指導力向上や外部指導者の導入、学校の小規模化への対応など、課題に的確に対応すること。（教育庁）
- 7 地域における教育の推進のため、学校・家庭・地域が連携して取り組むネットワークの構築を図ること。（教育庁）
- 8 児童生徒の安全確保のため、地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業を実施すること。（教育庁）
- 9 夜更かしや朝食抜きなどをしない、適度な運動を行うなど、成長期の子どものに望ましい生活習慣を身につけることができるよう、生活習慣確立プロジェクトを行うこと。（教育庁）
- 10 職業に対する意識を育てるため中学生の職場体験を実施すること。（教育庁）

三 青少年総合対策の推進について

- 1 青少年健全育成の推進を図るため、あいさつアクションコミッティの創設、「心の東京革命行動プラン」の推進、インターネット・ゲームの「家庭のルールづくり」、地域の青少年健全育成支援事業への補助など子ども応援協議会の活動の推進を図ること。（青少年治安対策本部）
- 2 インターネットによる有害情報の氾濫から子どもを守るため、ネット利用環境の改善やメディアリテラシーの向上を図るなど、行政・学校・事業者が連携した取組を推進すること。（青少年治安対策本部・教育庁・産業労働局）
- 3 首都大学東京との連携により、青少年をめぐる環境の総合的な検討と分析を実施す

- ること。（青少年治安対策本部・総務局）
- 4 ニートの人たちに対して、親や地域の人たちと連携し、彼らが社会とつながりを持ち、また自信を深め、そして社会に貢献できる一員となるよう社会全体で解決していくよう支援していくこと。（青少年治安対策本部・産業労働局）
 - 5 ひきこもりの人たちに対して、インターネット相談の成果活用を図るとともに、支援事業を行っているNPO等との連携など体制の整備を進め、ひきこもり自立支援プログラムをつくるなど対策の充実に努めていくこと。（青少年治安対策本部・生活文化局・産業労働局）
 - 6 若年者の雇用・就業を支援すること。（産業労働局）
 - (1) しごとセンターにおいて、様々な職業情報・職業体験機会を提供するとともに、挨拶の仕方やビジネスマナーなどの就業の初期段階における研修支援や、年長のフリーターなどに対する就職活動応援事業を新たに実施すること。
 - (2) インターンシップの受け入れや就職相談会などを促進するために、若者支援サポーター企業の組織化にさらに取り組みるとともに、若者による若者就業支援プロジェクトの実施など、若年者就業対策を充実すること。

生きる力を育む教育

一 学校教育指導の充実について

- 1 基礎的学力の向上のため、少人数指導による学力向上を図ること。学力調査の改善に取り組むとともに、結果を活用し分かる授業・おもしろい授業を目指した、授業改善アドバイザーの派遣など改善に取り組むこと。（教育庁）
- 2 個に応じた多様な教育として、ティームティーチングや選択履修の拡大、習熟度別・少人数指導を推進すること。（教育庁）
- 3 初任者研修等の実施や10年経験者研修、教育管理職等研修などを実施すること。また、授業研究など、教員の資質の向上に向け取り組むこと。（教育庁）
- 4 小中学校適正規模・適性配置に対する区市町村への支援として、新しい学校づくり重点支援事業を実施すること。（教育庁）
- 5 理科支援員を配置し理科教育の充実を図るとともに、日本の伝統・文化理解教育推進のため、カリキュラム開発やモデル地域の指定などに取り組むこと。（教育庁）
- 6 食育を推進するため、食育リーダー養成研修の支援や栄養教諭の任用などを行うこと。（教育庁）
- 7 首都大学東京にあっては、関係者とのコミュニケーションを深め、都民に成果を還元できる大学となるよう取り組むこと。（総務局）

- 8 私立学校における教育内容の向上、学校経営の健全化等を図るため、経常費補助、授業料軽減補助等の各種助成を行うとともに、情報公開の推進を図ること。また、アスベスト対策についても引き続き補助を行うこと。（生活文化局）

二 心身障がい教育の振興について

- 1 心身障がい教育改革を進め、新しいタイプの学校の設置、自立活動指導の充実、盲・ろう・養護学校の教育環境の改善、特別支援教育コーディネーター育成など適切な対策を講じること。（教育庁）
- 2 心身障がい教育に携わる教員の専門性を高めるために、職業教育を充実し民間活力との連携による就労支援を実施すること。（教育庁）
- 3 ろう学校の教育相談を充実させるため、早期乳幼児指導の専門家を活用すること。また、ろう学校生徒の学力向上にむけて、手話による「生徒にわかる授業」を行える体制整備に向けて調査・検討すること。（教育庁）
- 4 情報技術の進展に対応した教育を提供するため、ITを活用した教育推進校をはじめ他の養護学校においても必要な機器の整備・更新を進めること。（教育庁）
- 5 盲・ろう・養護学校を冷房化すること。また、環境対策として校庭を芝生化すること。（教育庁）
- 6 盲・ろう・養護学校校舎の震災対策、老朽校舎の改築を行うとともに、エレベーターへの閉じこめ対策を実施すること。（教育庁）
- 7 私立幼稚園における心身障がい児教育の更なる充実を図るため、私立幼稚園障がい児教育事業費補助の拡充を図ること。（生活文化局）

三 高等学校教育の振興について

- 1 生徒の多様化に対応するとともに、高等学校教育の振興を図るために、総合学科や単位制、中高一貫校など新しいタイプの高校開設、ITを活用した教育推進校、また専門学校における学科改善など都立高校改革を推進すること。（教育庁）
- 2 開かれた学校を推進するために、教職員の意識改革を進めるとともに、学校運営連絡協議会運営や学校評価を行うほか、バランスシートを活用した自律的な学校経営の確立を支援すること。（教育庁）
- 3 老朽化した校舎の改築、校舎の震災対策を進めること。（教育庁）
- 4 夏季の都立学校における適切な学習環境の確保のため、都立学校緑化・学校芝生化を進めるとともに、学校を冷房化すること。（教育庁）
- 5 生徒の進路希望や学習希望等のキャリアプランの支援として、各大学や民間企業等における就業体験を進めるとともに、進路指導充実推進校の拡大や進路選択セミナー等を実施すること。（教育庁）

- 6 高度化・複合化した産業ニーズに応えられる技術者の育成のため、複線的技術者教育システムを検討すること。デュアルシステムを推進すること。（教育庁）
- 7 小中学生ものづくり教育の拠点を工業高校に整備すること。また、小中学生ものづくり教育を行うこと。（教育庁）
- 8 若年者のものづくり産業への就労を進めるため、ものづくりトライアルインターシップの導入、地域ものづくり人材育成拠点の整備をすすめること。（教育庁）
- 9 高等学校等の部活動の振興を図るために、外部指導員の導入や学校間の連携を進めるとともに、運動部活動の重点校の指定や特色ある部活動の推進を図ること。（教育庁）
- 10 都立高校の学習・文化施設、体育施設の開放を進めること。また、福祉サービス、防災や市民活動等の場としての利用を促進すること。（教育庁）

地域で支え合う安心の福祉

- 一 新しい福祉を支える基盤づくりについて
 - 1 バリアフリー化を緊急に進めるため、全鉄道駅のバリアフリー化、ノンステップバスやリフト付きタクシーの整備を進めること。（福祉保健局）
 - 2 都営バスへのノンステップバス等の導入促進や地下鉄駅のエレベーター・上下エスカレーターの設置の促進など、福祉のまちづくりの視点から輸送サービスの向上に努めること。（交通局）
 - 3 地下鉄等駅施設のバリアフリー化の促進を図るとともに、利用者にとって快適な空間を提供する視点から駅施設の改良を促進すること。また、地下鉄駅にサービス介助士の配置を進めること。（交通局）
 - 4 福祉のまちづくりに関する区市町村の先駆的、独創的な企画を支援するユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル事業を実施すること。また、誰もが社会参加できるまちづくりの推進として、とうきょうトイレ整備事業を実施すること。（福祉保健局）
 - 5 区市町村が地域のニーズに応じて地域の社会資源を有効に活用して多様なサービスが実施できるよう補助すること。また、地域福祉振興事業補助事業により、民間福祉団体等が実施する先駆的・開拓的・実験的在宅福祉サービスに対し補助すること。（福祉保健局）
 - 6 区市町村が主体的に地域福祉の基盤整備やサービスの充実を図る東京都福祉保健基盤整備事業を実施すること。（福祉保健局）
 - 7 区市町村が、福祉サービスの利用援助、成年後見利用相談、苦情対応、権利擁護相

談など、福祉サービスの利用者等に対する支援を一体的・総合的に行えるよう福祉サービス総合支援事業を実施すること。区市町村において、成年後見制度推進機関の立ち上げなど、制度の普及・定着が進むよう、成年後見活用あんしん生活創造事業を行うこと。（福祉保健局）

- 8 福祉サービス第三者評価システムの普及を図るとともに、評価項目の見直しや評価者の養成、評価の妥当性を検証する調査チームによる再評価を行い、制度の充実、信頼の向上に向け取り組むこと。（福祉保健局）
- 9 社会福祉法人の経営改革推進事業に取り組み、自律的な経営基盤の強化を促し、質の高いサービスの提供に向けた支援を行うこと。（福祉保健局）
- 10 生活保護世帯に対し適切な援護を行うとともに、就労支援など自立支援に向けた取り組みを行うこと。（福祉保健局）
- 11 路上生活者の自立支援として、自立支援センターの運営をはじめ、緊急一時保護事業、自立訓練の充実とともに、公園等生活者が地域での自立した生活に定着できるよう継続した支援を行うこと。（福祉保健局）
- 12 都民の抱える医療課題に迅速かつ効率的に応えるため、東京都医学総合研究所を整備すること。（福祉保健局）
- 13 区市町村等が行う国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、適切な補助を行うこと。（福祉保健局）

二 心身障がい者（児）福祉の推進について

- 1 障がい者地域生活支援・就労促進3カ年プランを実施し、障がい者の地域での生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、小規模通所授産施設等の法内化を含む施設整備に係る設置者負担の特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進すること。また、施設整備にかかる用地取得費用についても貸付等事業を実施すること。（福祉保健局）
- 2 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して就業できるよう、就労支援と生活支援を一体的に提供する事業を実施する区市町村に補助するとともに、企業・事業者支援コーディネーターによる職場開拓や福祉施設への働きかけを行い、一般就労を拡大すること。（福祉保健局）
- 3 障がい者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うこと。（福祉保健局）
- 4 一般就労を促進するため、授産施設・小規模通所授産施設による、企業内での授産活動を実施すること。また、企業と福祉施設に向けた研修・啓発事業を実施し、企業の積極的な障がい者雇用を促進すること。（福祉保健局）

- 5 障がい者の地域生活を支援するため、身体・知的重度障がい者グループホームを含めたグループホームへの運営費補助を行うこと。施設から地域への移行者を受け入れるための経費を補助すること。（福祉保健局）
- 6 グループホーム等の安全体制強化のため、夜間の職員配置や緊急時の対応を図るグループホームに補助するとともに、防災設備の整備助成を行うこと。また、重度身体障がい者グループホームに対し運営費の補助を行うこと。（福祉保健局）
- 7 心身障がい者の在宅サービスを充実するために、ホームヘルプサービス事業やショートステイ、デイサービス事業などを実施・充実すること。自立支援法施行による定率負担の導入に際し、国制度に加え、都独自の補助を実施すること。（福祉保健局）
- 8 区市町村が地域の実情に応じて、障がい者の地域福祉サービスの充実を図ることが出来るよう補助すること。その際、サービスの質や量が低下しないように配慮すること。（福祉保健局）
- 9 区市町村地域生活支援事業、東京都地域生活支援事業を実施し、障がい者が自立した社会生活を営むことができるようにすること。（福祉保健局）
- 10 小規模作業所等の経営基盤強化のため、法内施設化促進事業を実施するとともに、自立支援事業に移行した法人に対し運営費の補助を行うこと。（福祉保健局）
- 11 発達障がい者支援センターにおける、相談・支援などの支援体制を充実強化すること。また、高次脳機能障がい者への適切な支援が提供されるよう支援拠点を整備するとともに、身近な地域での支援を充実させること。（福祉保健局）
- 12 重症心身障がい者（児）への支援として、訪問看護や通所委託、ショートステイ事業を実施し適切な療育環境を提供すること。また、府中療育センターの建て替え計画を進めること。老朽化している北療育センター城北分園を改築し、入所病床を整備するとともに、通所事業を拡充すること。（福祉保健局）
- 13 精神障がい者の社会的入院の解消に向け、精神病院と連携し退院を促すとともに、訪問看護推進事業、グループホームを利用して、円滑な地域生活への移行を図ること。（福祉保健局）
- 14 障がい者の雇用就業支援について、障がい者の地域生活を支える新たな展開に重点的に取り組むこと。また、モデル事業に対する助成や優良企業に対する表彰制度などを通じ、企業の障がい者雇用を促進するよう取り組むこと。（産業労働局）

三 高齢者福祉の推進について

- 1 高齢者が地域で安心して住み続けることができるように、ケア・リビングの整備促進、日常生活支援の充実を図ること。（福祉保健局）
 - (1) 地域生活包括支援センターに専任スタッフを配置し、高齢者の実態把握、支援ネットワークの拡充などを図る、一人暮らし高齢者等安心生活事業を実施すること。

- (2) 高齢者が多く居住する住宅の管理人等を対象に、認知症を含む介護の基礎知識の研修を実施し、居住の継続を支援するとともに、認知症の早期発見につなげること。
 - (3) 認知症高齢者グループホーム緊急整備に引き続き取り組むとともに、新たに、防火設備の設置や夜間の職員体制強化のため小規模多機能居宅介護拠点整備に対して補助を行うこと。特別養護老人ホーム、ケアハウスの整備促進のため補助すること。また、地域密着型施設の整備促進を図るため、地域密着型サービス拠点やショートステイの整備に補助すること。
 - (4) 区市町村が実情に応じて地域福祉サービスの充実を図る高齢者包括補助事業を実施すること。
- 2 高齢者福祉保健計画の改定に向け、高齢者の実態把握等に関する各種調査を実施するとともに、高齢者施策の充実に向けて検討すること。（福祉保健局）
 - 3 国による療養病床の削減方針を受け、いわゆる社会的入院患者の受け皿づくりなど、地域ケア体制構築に向けて、計画的に取り組むこと。（福祉保健局）
 - 4 介護老人保健施設、介護専用型有料老人ホームの整備促進を図るため補助すること。（福祉保健局）
 - 5 区市町村における認知症高齢者対策への支援策を充実・強化すること。（福祉保健局）
 - (1) 様々な社会資源が連携して継続的に支援するシステムの構築を目指し、認知症生活支援モデル事業を実施すること。また、地域の診療所など、かかりつけ医に対して、認知症対応力向上のための研修を行うとともに、かかりつけ医をサポートする専門医の養成を行うこと。
 - (2) 高齢者への虐待防止と早期発見等の体制を確保するため、人材育成や指導体制の強化を図ること。
 - 6 介護保険制度の適切な運営に努めること。低所得者特別対策事業では、東京都の独自制度が、区市町村において着実に実施されるよう取り組むこと。（福祉保健局）
 - 7 ケアマネジメントの充実にむけ、都における支援施策を検討すること。（福祉保健局）

四 医療提供体制の確保について

- 1 救急医療対策として、休日の昼間・準夜間、休日全夜間、平日の夜間など、救急患者に対する診療体制が確保されるよう取り組むこと。また、今後、きめ細かな救急医療体制を整備していくため、新型救命救急センターの設置について検討すること。（福祉保健局）
- 2 小児救急医療対策として、区市町村が地域の実情に即した効果的な小児初期救急医療を実施できるよう取り組むこと。（福祉保健局）

- 3 小児救急患者に対し 365 日、24 時間小児科医が対応する診療体制を確保すること。
より専門性の高い小児三次救急医療体制の整備と小児初期・二次救急医療機関とのネットワークを構築すること。（福祉保健局）
- 4 救急告示病院等の医師の小児救急医療レベルの向上を図るため、小児救急専門医養成事業を行うこと。（福祉保健局）
- 5 公立病院の運営費を補助すること。また、島しょや多摩の町村において不足する医療を確保すること。（福祉保健局）
- 6 小児科・産科等の専門医師を安定的に確保するため、後期臨床研修医を確保する医療機関に対し補助を行うこと、また看護師確保事業を実施すること。（福祉保健局）
- 7 地域医療機能連携システムとして、地域の中核病院を中心としてネットワークを構築すること。また、保健医療情報センターにおいて、都民に対する情報提供を行うとともに、外国語による医療情報サービスや救急通訳サービスなど大都市東京にふさわしい情報提供を行うこと。（福祉保健局）
- 8 地域リハビリテーション支援センターを整備すること。（福祉保健局）
- 9 がん医療水準の向上を図るため、地域がん診療拠点病院の機能を充実強化すること。また、ターミナルケアを担う人材の育成を行うこと。（福祉保健局）
- 10 医療の安全確保と質の向上のため、リスクマネージャーの育成・連携を支援するとともに、病院機能評価の受審を促進すること。（福祉保健局）
- 11 都民の歯と口腔の健康作りを推進するため、歯周病疾患改善指導を行うとともに、8020 運動など歯科保健意識の向上を図ること。（福祉保健局）
- 12 障がい者の歯の健康促進を図るため、保健所歯科保健事業や心身障がい児（者）歯科診療、心身障がい者口腔保健センターなどの施策を実施すること。（福祉保健局）
- 13 看護師等養成所に対し補助を行い、教育内容を充実し、看護師の充足を図ること。また、修学資金の貸与を行うこと。離職看護師の再就業対策として、ナースプラザの運営を行うとともに、看護職員実態調査を行い、的確な看護職員確保対策を実施すること。（福祉保健局）
- 14 都立病院の医療サービスの向上を図ること。（病院経営本部）
 - (1) 診療情報管理体制の充実・強化のため、診療録を適切に管理し活用する、診療情報管理士を確保すること。
 - (2) 老朽化が著しい駒込病院を全面改修すること。
 - (3) 多摩メディカルキャンパス（仮）の整備を進めること。
 - (4) 老朽化が著しい松沢病院を改築し、精神科救急医療、身体合併症、薬物・アルコール異存など、専門性の高い精神疾患に対応する病院として整備すること。
 - (5) 大塚病院小児精神科外来を設置し、外来診療及びデイケアを実施すること。
- 15 都立病院の経営革新を進めること。（病院経営本部）

- (1) 「新都立病院情報システム」の構築など、情報の電子化や共有化を図り、より質の高い医療を効果的かつ効率的に提供すること。
 - (2) 人材の確保、育成のため各種研修事業を充実させ、人材育成と意識改革を進めること。また、医療系技術職員の専門能力の向上に努めること。
 - (3) 医師不足が深刻化していることから、指導医体制の充実、シニアレジデント枠の拡充など、臨床研修医制度をより一層整備・拡充すること。
- 16 地域の中核病院として、地域の医療機関と連携を図り、適切な医療を提供する地域病院に対し、運営に要する経費等、適切な補助を行うこと。また、施設整備を行うこと。（病院経営本部）

五 健康の保持増進について

- 1 自殺総合対策の推進のため、自殺総合対策東京会議、自殺実態調査事業、自殺防止キャンペーン、自殺念慮者の早期発見と適切なアドバイスを行うゲートキーパー養成事業を行うこと。また、こころの健康づくりへの取組を進めること。（福祉保健局）
- 2 地域保健サービス体制充実のため、各市町村が地域の実情を踏まえて保健サービスの充実に取り組みよう支援すること。（福祉保健局）
- 3 地域の健康づくりのため、東京都健康推進プラン21を民間団体と連携するなどして推進すること。また、メタボリックシンドロームの概念による糖尿病予防の推進とともに、特定健診・保健指導を推進し、がん検診受診促進事業を実施すること。（福祉保健局）
- 4 ウィルス肝炎受療促進集中戦略を実施するとともに、健診強化事業、診療ネットワーク整備事業、インターフェロン治療に医療費を助成する肝炎治療推進事業を実施すること。また、慢性肝炎等患者及び家族の支援を行うこと。（福祉保健局）
- 5 難病対策として、医療費公費助成の対象疾病を拡大するとともに、居宅生活支援や訪問診療など在宅難病患者対策を充実すること。（福祉保健局）
- 6 原爆被爆者対策として、健康診断や各種手当での支給などを行うとともに、介護保険利用等助成事業を実施すること。（福祉保健局）

六 生活環境の安全確保について

- 1 花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図るため根治療法開発・普及などの対策を講じること。（福祉保健局）
- 2 食品の安全確保を図るため、食品安全情報評価委員会によるリスク情報の収集分析を進めること。また、都民・事業者・行政が、食品安全対策の推進にともに取り組み機関を設置するなど、リスクコミュニケーションを充実すること。（福祉保健局）
- 3 健康食品による危害の未然防止を徹底するため健康食品対策を進めること。（福祉

保健局)

- 4 薬物乱用防止対策を進めるとともに、脱法ドラッグの取締り強化など総合的な対策を進めること。(福祉保健局)
- 5 新興感染症医療体制を強化するとともに、感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの構築などに取り組むこと。救急搬送時における患者の症状等の情報を迅速に収集・解析し、異常な発生を探知するため救急搬送サーベイランスを実施すること。(福祉保健局)
- 6 大気汚染公害認定患者に対して医療費を助成するとともに、出張相談や指導などの各種の支援を行ない、患者の健康回復の促進を図ること。また、アレルギー性疾患対策や食物アレルギー対策を実施すること。(福祉保健局)
- 7 動物の愛護事業を推進するとともに、人と動物との共生に対する理解を推進すること。(福祉保健局)
- 8 HIV/エイズの相談・検診体制の充実や療養支援体制の整備に取り組むこと。また、患者・感染者への偏見のない社会の実現に取り組むとともに、多摩地域のエイズ検査・相談体制の充実を図ること。(福祉保健局)
- 9 あらたな結核発生動向に的確に対処し、結核対策の充実に努めること。(福祉保健局)
- 10 多様な健康危機に的確に対応するため、健康安全研究センターの機能を拡充し、花粉症や大気汚染の原因究明、食品の安全など、対策の実施に結びつけること。また、施設整備を行うこと。(福祉保健局)

「水」と「風」と「緑」を変える

一 地球温暖化対策について

- 1 温暖化対策の新たな施策展開に向けて、東京における温暖化の影響等に関する調査を実施するとともに、東京都の率先行動として、都有施設における太陽光発電設備の導入や電気のグリーン購入を進めること。(環境局)
- 2 地球温暖化対策の推進として、コンビニや鉄道事業者などの事業活動に伴う温室効果ガスのさらなる排出削減方策に向けて検討するとともに、建築物環境計画書制度の対象拡大についての検討や指針の改定に向けて取り組むこと。
- 3 印刷業など製造業を営む中小規模事業者における地球温暖化への取り組みを支援するとともに、新たな計画書及びラベル制度による温暖化対策の推進を図ること。(環境局)
- 4 自動車からの温暖化対策に向けて、自動車環境管理計画書制度の運用の強化・充実

を図るとともに、エコドライブの推進や都バスへのバイオディーゼル燃料の導入などに積極的に取り組むこと。（環境局）

- 5 乗合バス車両の平成17年排出ガス基準適合車両やハイブリッドバスへの更新やバイオディーゼル燃料の導入など、都市環境に配慮した事業展開に努めること。（交通局）
- 6 水源林の保護、育成、資源リサイクルやエネルギー対策など、地球環境を重視した施策を一層推進すること。（水道局）
- 7 下水道事業から排出される温室効果ガス削減に向け、汚泥の高温焼却による温室効果ガスの排出量抑制、汚泥の炭化による発電燃料としての活用、夜間電力の活用などにより「アースプラン2004」を推進すること。（下水道局）
- 8 都立病院の設備・施設改修において、コスト縮減と環境対策を両立させたE S C O事業を推進すること。（病院経営本部）
- 9 市場内で荷物搬送を行なっている小型特殊自動車の電動化をさらに推進するため、購入等に対する補助制度を引き続き実施すること。また、再生可能エネルギーの導入など、中央卸売市場の環境対策を推進すること。（中央卸売市場）

二 緑の保全と創出について

- 1 ヒートアイランド対策として、街区単位で、保水性舗装や壁面緑化、路面散水などを行うクールタウンモデル推進事業を実施すること。また、緑化基準の強化を見据えて、新たに駐車場芝生緑化実証実験を行うとともに、ヒートアイランド対策の再構築に向けた調査検討を行うこと。（環境局）
- 2 学校運動場での芝生化を進めるとともに、管理のあり方などについても十分な検討・情報提供を行うこと。（環境局）
- 3 東京都環境アセスメント条例の内容を見直すなどして、「風の道」の確保に向けてさらに取り組みを強化すること。（環境局）
- 4 都市における環境軸の形成を誘導するため、パイロット地区を指定し、具体的手法について検討すること。また、都市における緑化状況を適切に評価するため、分析しやすい一元的データの作成に取り組むこと。（都市整備局）
- 5 緑の保全と再生に向けて、民間主体による活用型緑地保全モデル事業を新たに実施するとともに、緑施策の再構築に向けて取り組むこと。また、多摩の森林再生計画や花粉対策事業に重点的に取り組むとともに、保全緑地の公有化を図ること。里山保全地域については、NPOや企業などとも連携した、多様な方策も工夫しながら里山の保全を推進すること。（環境局）
- 6 自然公園の地域連携事業を新たに実施するなど自然公園の整備に取り組むとともに、自然公園等での適正利用を推進するレンジャーの設置を進めること。（環境局）

- 7 中央防波堤内側地区における海の森については、都民等との協働を図りながら、整備を推進すること。（港湾局）
- 8 東京都独自の公園整備の仕組みとして新設した「民設公園制度」について、さらに活用しやすくするための方策について調査・検討すること。（都市整備局）
- 9 都市公園の整備については、ヒートアイランド対策や自然エネルギーの活用などに努めるとともに、新規植栽や樹勢の回復などに努めること。また、庭園におけるお茶屋の復元など、観光名勝として整備を図ること。（建設局）
- 10 都立霊園については、合葬式墓地の建設など緑豊かな霊園の整備を進めるとともに、青山霊園や谷中霊園の再生に取り組むこと。（建設局）
- 11 道路補修にあたっては、保水性舗装など地域特性に応じた環境対策型舗装への転換を図ること。また、のびのび街路樹の育成など道路緑化を推進するとともに、多摩産材を活用した道路設備を整備すること。（建設局）

三 良質な水の確保と水循環の推進について

- 1 上質な「水」の安定的な給水確保をめざし、水源の確保、既存施設の保守、管理に万全を期すること。また、水源自立都市に向けて施策を促進すること。（水道局）
- 2 水需要計画を実態に合わせて見直し、水源地の人々や環境に著しい影響を与え、都民に多大な負担をかけるダムなど巨大施設の建設を見直すなど、既存の水源確保のための施策を強化すること。（水道局）
- 3 感染性の微生物対策の強化、アスベスト管の解消、宅地内鉛製給水管の取り替え促進等、最新の科学的知見を積極的に取り入れつつ水質管理の徹底を図るとともに、水質基準の改定に的確に対応し、安全でおいしい水の供給確保に努めること。（水道局）
- 4 より一層の安定給水を確保するため、送配水能力の増強、相互融通機能などを図るとともに、漏水防止対策を推進すること。（水道局）
- 5 玉川浄水場の取水再開に向けた取組みを強化するとともに、関係機関に必要な働きかけを行うこと。（水道局）
- 6 合流式下水道の改善をめざし、区部における部分分流の導入促進、沈砂池のドライ化、吐口対策など、「新・合流改善クイックプラン」を推進すること。（下水道局）
- 7 下水の高度処理を促進するとともに「油・断・快適！下水道」キャンペーンを強化し、都市河川や東京湾の水質改善・水質浄化に資すること。（下水道局）
- 8 水質の保全と水循環・水辺環境の再生のために、水収支調査を新たに実施するとともに、雨天時における水質調査など水環境対策を推進すること。また、下水高度処理水による清流復活事業を行うとともに、総合治水対策とも併せた雨水浸透事業の拡充を図ること。（環境局）
- 9 河川環境の整備として、浚渫の実施や水質改善に向けた実験的な取組みを行うと

ともに、河川施設の緑化を推進すること。（建設局）

- 10 東京都内湾の水質改善に向けて、汚泥の浚渫や新海面処分場東側護岸での磯浜造成、京浜運河における緩傾斜護岸の整備に取り組むこと。また、海洋生物などを活用した東京湾の水質浄化の検討・調査を実施すること。（港湾局）

四 健康で安全な環境の確保について

- 1 自動車公害対策の徹底として、自動車買い換えでの新長期規制車への誘導を図るために、環境保全資金融資あっせんでの補助率の引き上げを図ること。また、粒子状物質減少装置の装着を促進すること。（環境局）
- 2 自動車交通量対策として、IT技術を活用した渋滞情報の提供や物流の共同配送の推進、PASMO導入を見据えた移動手段の公共交通機関への転換など、総合的な自動車交通抑制策に向けて取り組むこと。（環境局）
- 3 不正軽油（混和軽油）を追放するため、製造・購入・使用のあらゆる段階に対する調査・検税、悪質不申告・不納入（付）業者の摘発に努めること。（主税局）
- 4 大気汚染対策として、船舶排ガス対策等の実態調査を新たに実施すること。（環境局）
- 5 有害化学物質対策の推進として、VOC（揮発性有機化合物）対策を引き続き推進するとともに、リスクコミュニケーション推進地域モデル事業を実施すること。また、東京の実態に即した土壌汚染対策の構築に向けて、積極的に取り組むこと。（環境局）
- 6 廃プラスチックについて、産業活動から生じる廃プラの循環利用に向けて積極的に取り組むとともに、一般廃棄物の廃プラスチックについても、区市町村と連携しながら、発生抑制に取り組み、併せて、サーマルリサイクルの導入に向けた支援を講じること。（環境局）
- 7 廃棄物の適正な処理を推進するために、不法投棄の多い建築物の解体現場への立ち入り調査を実施するなど、指導を強化するとともに、産業廃棄物処理業者の第三者評価の導入などを新たに実施すること。（環境局）
- 8 都内から排出される廃棄物の最終処分場を確保するため、新海面処分場の護岸建設を行うこと。また、処分場の延命化対策として、深掘などに取り組むこと。（港湾局）

防犯・防災の地域づくり

一 治安対策の推進について

- 1 都内の全小学校に防犯と安全教育を専門とする学校安全専門員の「配置」を進める

- こと。（青少年治安対策本部・教育庁・生活文化局）
- 2 学校防犯ボランティアリーダーの養成支援、地元の防犯ボランティアとの連携強化など、地域と学校の防犯ネットワークを強化すること。（青少年治安対策本部・警視庁）
 - 3 不安に感じる場所を防犯の立場から見直し、安全な地域環境づくりのために、都内の全小学校において「地域安全マップ」づくりを推進していくこと。（青少年治安対策本部・教育庁）
 - 4 児童を様々な犯罪から守るために、通学路等に適切な設備を設置していくこと。（青少年治安対策本部・教育庁）
 - 5 児童への性的犯罪者の再犯防止のための治療プログラムなど、研究機関と連携し、実施に向けて取り組むこと。（青少年治安対策本部・警視庁）
 - 6 区市町村、関係業界等との横の連携を深め、治安対策の充実強化を図るとともに、落書き対策にも積極的に取り組むこと。（青少年治安対策本部・警視庁）
 - 7 高齢者や女性を対象とした振り込め詐欺、悪質商法等の被害防止対策を強化すること。（青少年治安対策本部・警視庁）
 - 8 悪質事業者から都民を守る対策の強化として、立ち入り調査及び事業者処分体制の強化を図ること。また、高齢者の被害を防ぐために、介護事業者と連携して取り組むとともに、ガイドライン策定や見守りネットワークの構築の構築に取り組むこと。（生活文化局）
 - 9 消費生活センターにおいては、相談体制の充実強化を早急に実現し、架空請求など都民が直面する危機に迅速な対応ができるようにすること。（生活文化局）
 - 10 商店街等の防犯対策を強化するため、防犯設備の設置や更新に必要な経費を補助するとともに、防犯カメラの適正使用を遵守するよう指導すること。（青少年治安対策本部・警視庁）
 - 11 犯罪被害者や家族の精神的・経済的負担を軽減するなど総合的な支援を行うため、犯罪被害者支援条例の制定を進めること。（総務局・青少年治安対策本部・警視庁）
 - 12 犯罪被害者の精神的・経済的負担（診断書料他）を軽減する施策を推進すること。（警視庁）
 - 13 ハイテク犯罪対策を強化するため、ハイテク犯罪捜査支援機器を整備するとともに、捜査管理システムの機能拡充、携帯型捜査支援パソコンの整備など捜査支援資器財の整備を促進すること。（警視庁）
 - 14 腕章、ユニフォーム、保険等を整備し、各地域に効果的に配布するなどにより、防犯ボランティア活動を支援し、まちの防犯意識の向上に努めること。（警視庁）
 - 15 交番等保安システムの更新を図るなど交番機能の強化を図るとともにパトロールカー用高視認性表示板、ワンタッチ式伸縮刺股、伸縮式警杖等警察装備の充実強化を図

ること。（警視庁）

- 1 6 街頭犯罪対策等を強化するため警察官の増員を図るとともに、生徒の安全・安心を守るため、学校等との連携を強化するスクールサポーター等、再雇用職員の増員を図ること。（警視庁）
- 1 7 治安の基盤をなす警察活動の拠点である警察署、交番等の整備を促進すること。（警視庁）

二 都市防災対策について

- 1 危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保するため、道路事業と併せて実施する建物の共同化、都有地の活用などによるオープンスペースの確保と道路沿道の不燃化を図ることによって、木造住宅密集地域の整備を促進すること。（都市整備局）
- 2 本年度新設された、昭和56年以前の建築物に対する耐震診断・耐震改修促進のための制度の積極的活用を促すとともに、対象の拡大について検討し、耐震性の向上を促進すること。（都市整備局）
- 3 東京都震災対策条例第12条に基づき、地域危険度測定調査を実施すること。（都市整備局）
- 4 地下駅における利用者の安全性を確保するため、排煙設備、避難通路等、火災対策基準を満たしていない地下駅の整備費用を補助すること。（都市整備局）
- 5 主要な私鉄駅舎について耐震性の強化を図るため、耐震補強工事に対する補助金等、必要な助成措置を行うこと。（都市整備局）
- 6 都営地下鉄の火災対策として、排煙設備の設置をすすめること。（交通局）
- 7 耐震改修促進法の改正に伴う耐震改修促進計画を策定するとともに、幹線道路沿いの建築物の耐震化を促進するための具体策の検討に資するため、モデル路線の指定等による実態調査を行うこと。（都市整備局）
- 8 耐震データ偽造問題を受けた国の建築確認制度・検査制度の見直しにあわせ、建築確認事務の実施体制等の見直しを行うとともに、違法建築物対策の強化、被害者への経済的支援など、都として可能な限りの対策を引き続き総合的に実施すること。（都市整備局）
- 9 送配水管の耐震性強化や水源及び浄水施設の耐震性強化を図るとともに、水道局震災応急対策計画に基づいた震災時の応急復旧体制や応急給水体制の構築などにより、震災対策を推進すること。（水道局）
- 1 0 老朽施設の更新及び能力不足解消を図るとともに、臭気対策、震災対策をあわせて進めるため、「新・再構築クイックプラン」に基づき道路陥没多発地区での枝線管きよの再構築、取付管対策の実施、枝線管きよの耐震化などを着実に推進すること。（下

水道局)

- 1 1 非常時における生活雑用水としての供給などを考慮し、下水再生水水質基準の高度化などの技術開発、研究に努めること。(下水道局)
- 1 2 地方卸売市場の施設整備、修繕及び耐震補強に補助金を交付することにより、地方卸売市場の機能の維持・強化を図り、安定的な生鮮食料品流通を確保すること。(中央卸売市場)

三 危機への対応力強化について

- 1 大地震等の自然災害のみならず、NBC災害などの危機に対応するため、知事部局、警視庁、消防庁等関係機関との連携を強化し、全庁的な取り組み体制を構築すること。(総務局・知事本局・警視庁・消防庁)
 - (1) 火山活動状況の調査等の震災に対する調査研究に取り組むとともに、首都直下地震の各区市町村における被害想定をふまえて地域防災計画を見直すこと。(総務局)
 - (2) 総合防災訓練、図上訓練等を通じて、初動体制の迅速化など危機管理体制を強化すること。(総務局)
 - (3) 地震等の災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐための各種施策(応急給水槽の建設・維持管理、避難所機能の強化、障がい者や在住外国人などの災害弱者対策、帰宅困難者への情報提供、エレベーター閉じこめ、高層マンション対策等の防災体制の整備等)を実施すること。(総務局)
 - (4) 八都府市の連携を深め、防災・危機管理上の広域的課題に協働して取り組むこと。(総務局・知事本局)
 - (5) 震災発生時の避難・救助活動や被災後の復旧・復興活動が、住民主体により円滑に進むよう、復興準備活動を支援すること。(総務局)
 - (6) 山間部における地震による山あいの集落の孤立、情報連絡体制や避難所運営のあり方などの課題について、山間部を中心に、地元自治体や関係機関と連携し対策を拡充すること。(総務局)
- 2 災害対策用資器財の整備を図るとともに、信号機用自動起動式発動発電機の整備など災害対応力の強化を図ること。(警視庁)
- 3 効率的な消防活動体制の充実をはじめ、地域住民や事業所・区市町村等との連携強化、耐震性に優れた消防署所、待機宿舎、消防団分団本部施設等活動拠点の整備、災害時支援ボランティアの育成、消防団の救助力、機動力の強化などを行い、大規模災害時の即応体制の強化を図ること。(消防庁)
- 4 NBCテロ災害や大規模救助災害等の複雑多様化する災害への対応力を強化するため、先進的、高機能な装備、資器財の導入、地域特性などを考慮した消防車輛の配置、

- 機動性に優れた消防艇、消防ヘリコプターへの更新などを行うこと。（消防庁）
- 5 情報通信体制の確保を図るため、デジタル無線設備など最新の無線設備の導入、総合情報処理システムの更新等を推進し、効率的な消防活動を展開していくための体制を整備すること。（消防庁）
 - 6 防火対象物等の危険実態に即した総合的な防火安全対策を推進し、火災等による死者を減少させること。（消防庁）
 - (1) 防火対象物等の特性に応じた防火安全性の向上など、総合的な防火安全対策を推進するとともに、予防業務体制を再構築し、組織の機動力、施設を最大限に活用した予防行政を展開し、事業所等における防火安全対策を推進すること。（消防庁）
 - (2) 住宅用火災警報器の普及促進に努め、地域と一体となった住宅防火対策を進めるとともに、都民生活における危険防止対策など都民の防火安全対策を積極的に推進すること。（消防庁）
 - 7 災害医療対策として、災害医療拠点病院や必要な資器材等の体制整備を進めるとともに、エレベーターへの閉じこめ防止策を講じること。また、災害派遣医療チームを編成し、災害時の救命に備えること。（福祉保健局）
 - 8 医療の危機管理・医療安全管理体制を充実・強化すること。（病院経営本部）
 - (1) 災害対策及び新型インフルエンザ対策として、必要な医療用資器材の整備・充実に努めること。
 - (2) 都立病院合同によるNBC災害対策訓練及び直下型地震を想定した災害対策訓練を実施し、災害対策に関する意識と技能の向上を図り、発災時の対応や情報連絡体制の検証を行うこと。
 - (3) エレベーター地震対策工事、災害用雑用水ろ過装置補修工事を行うこと。また、医療安全管理体制の強化のため、リスクマネジメント研修の充実に努めること。
 - 9 救急隊の到着時間の短縮及び救急出場件数の平準化のため、救急隊を増強し効率的な配置を行うとともに、区市町村、医療機関、学校、事業所等との協働により、応急手当の普及促進を行い、救命効果の向上を図ること。（消防庁）
 - 10 都民の救急相談及び医療機関案内等に対する窓口として「救急相談センター(仮称)」を開設し、都民サービスの向上を図るとともに、都民の自力通院を促進して、軽傷等による救急出場件数の抑制を図ること。（消防庁）
 - 11 学校での、災害発生時の緊急連絡システムを構築するとともに、都立学校へのAED（自動体外式除細動器）設置を進めること。（教育庁）
 - 12 救急救命対策として、路線バスにAEDを本格導入するとともに、緊急時に適切に使用できるよう、職員研修を実施すること。（交通局）
 - 13 中央卸売市場の救急体制を充実するため、各市場にAEDを設置すること。（中央卸売市場）

四 総合的な水害対策について

- 1 総合的な治水対策に資するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく調査、総合治水基本計画策定及び特定都市河川指定に関する調査を実施するとともに、頻発する都市型集中豪雨への地下街対策などの具体的方策を検討すること。また、東京湾流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、必要な調査を実施すること。（都市整備局）
- 2 総合的な治水対策に資するため、個人住宅における雨水浸透枳等の普及に努めること。（都市整備局・環境局）
- 3 中小河川の改修として、今年度策定予定の豪雨対策基本方針に基づき、整備が必要な河川については、重点的な対策を講じること。また、妙正寺川、善福寺川における浸水被害対策緊急整備事業を引き続き実施すること。（建設局）
- 4 高潮防御施設の整備として、東部ゼロメートル地帯における港湾施設・堤防等の耐震対策を推進すること。（建設局）
- 5 都市防災への貢献として、水門の耐震強化を図るとともに、防潮堤や内部護岸の整備を行うこと。また、区の作成する津波・高潮ハザードマップの作成支援を行うこと。（港湾局）
- 6 集中豪雨による都市型水害への対応を強化するため、「新・雨水整備クイックプラン」に基づき「重点地区」や「ポンプ対策地区」などにおける対策を実施すること。（下水道局）
- 7 都市型集中豪雨等による浸水時の路上の安全性を確保するため、マンホールの蓋について飛散防止型人孔蓋への取り替えを進めること。（下水道局）
- 8 多摩地域における浸水対策を強化するとともに、下水道 100%普及に向け、流域下水道事業を推進すること。（下水道局）

五 交通安全対策の推進について

- 1 第8次交通安全計画（18～22年度）に基づく、高齢者の事故防止の普及啓発・参加・体験型講習会の充実や負傷者対策の強化を図ること。（青少年治安対策本部）
- 2 事業の最終年度である集中的な渋滞対策（スムーズ東京21 - 拡大作戦）を一層推進すること。（青少年治安対策本部）
 - (1) 区画線の変更、中央分離帯の設置・移設等（建設局）
 - (2) 駐車抑止テレビシステム、荷捌きパーキングメーターの整備等（警視庁）
 - (3) 駐車場等の有効活用策の検討等（都市整備局）
 - (4) 工事終了箇所の大気汚染物質の改善状況調査（環境局）
 - (5) 渋滞対策の普及啓発（青少年治安対策本部）
- 3 自転車の安全対策として交通ルールが学べる安全教室の開催や、自転車の転倒事故

から幼児を守るハートフルメットT O K Y Oキャンペーンの推進、自転車対歩行者事故対策として賠償責任保険が付いたT Sマーク制度の認知の向上などを積極的に行うこと。（青少年治安対策本部）

- 4 高齢者の交通安全対策、二輪車・自転車の事故防止対策を強化するとともに、交通事故自動記録装置、交通事故簡易実況見分システムなどを整備し、効果的な事故事件捜査と取締りを行うこと。（警視庁）
- 5 放置車両確認事務民間委託を拡大（5区9署）すること。また、「高齢者や障がい者の送迎、食事の配送」、「宅配」や「商店への荷物の搬出入」に使われる車に配慮するとともに、その事情が斟酌できる場合の救済策も考慮すること。（警視庁）

魅力あふれる快適な都市づくり

一 都市計画に向けた調査について

- 1 人口や社会経済状況の今後の推移などを見据えつつ、都市開発と環境との共生のあり方など、持続可能な都市としての東京の姿について、ビジョンづくりに取り組むこと。（都市整備局）
- 2 品川駅周辺のまちづくりのあり方などについて示した「品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画」を踏まえ、都市基盤整備の具体化に向けた調査・検討を行うこと。（都市整備局）
- 3 上目黒1丁目地区における旧国鉄官舎跡地等について、地域特性に十分配慮した有効活用方策を検討すること。（都市整備局）
- 4 複数の公有地等を活用したまちづくり・都市整備について、対象地域を抽出するとともに、具体化方策を検討すること。（都市整備局）
- 5 多摩地域における都市づくりについて、社会経済状況を踏まえたあり方や具体化方策等について調査・検討すること。（都市整備局）
- 6 都市再生緊急整備地域に指定された渋谷駅周辺地区について、都市基盤整備などの具体策について調査・検討すること。（都市整備局）
- 7 地域の拠点となっている駅とその周辺について、地域の活性化や子育て支援機能などを視野に入れ、駅とその周辺施設の一体的な整備を進めていくため、必要な調査・検討を行うこと。（都市整備局）

二 都市づくりの推進について

- 1 風格ある都市景観形成のため、歴史的建造物に係る保存工事費に対する助成等を行うこと。あわせて、今年度策定する景観計画に基づき水辺空間等の景観誘導を行うと

- ともに、不適切な屋外広告物に対する指導を強化すること。（都市整備局）
- 2 景観条例改正に伴って新設された大規模建築物等の事前協議制度における事前協議の円滑な運用に資するため、景観形成の要因や諸条件等に関する実態調査を行うこと。（都市整備局）
 - 3 都民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを進める立場から、騒音やまちづくりの障害などの基地問題の解決に努めるとともに、米軍基地の整理・縮小・返還に地元区市町村と連携して積極的に取り組むこと。（知事本局）
 - 4 返還までの対策として、「横田基地の軍民共用化の促進」と、空の安全と民間航空の円滑な飛行を確保するために、「横田空域及び管制業務の返還」を、国などに対し強く働きかけること。（知事本局）
 - 5 民間活力と公有地の有効活用による都市再生を促進するため、品川区上大崎三丁目地区や中央区勝どき一丁目地区などにおける「先行まちづくりプロジェクト」を着実に推進すること。（都市整備局）
 - 6 土地区画整理事業や市街地再開発事業に対して助成するとともに、市町村が施行する土地区画整理事業や都市計画事業等に対して、補助金の交付や指導監督を行うなど、都市開発を推進すること。（都市整備局）
 - 7 道路補修にあたっては、多摩地域での石積み擁壁の安全対策や環7・環8での防音施設整備を行うこと。（建設局）
 - 8 交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を推進するとともに、架空線の地中化を積極的に推進すること。（建設局）
 - 9 市町村のまちづくりに対する支援として、みちづくり・まちづくりパートナー事業を実施するとともに、市町村が施行する道路や公園などの土木事業に補助すること。（建設局）
 - 10 多摩ニュータウン事業として、広告活動や販売委託など宅地販売を積極的に展開すること。（都市整備局）
 - 11 建築紛争の未然防止、紛争解決に向けた適切な指導を行うとともに、必要に応じた建築関係条例の改正の検討など、適正な建築行政を推進すること。（都市整備局）

三 総合的な物流対策について

- 1 総合物流ビジョンに基づき、物流ネットワークの構築、国際物流機能の強化、物流拠点整備、地域の活性化、環境・都市生活の向上など、ハード・ソフト両面からの総合的な物流機能の向上に取り組むこと。（都市整備局）
- 2 東京港の国際競争力を強化するため、中央防波堤外側における新たな港湾施設を整備するなど、物流インフラの機能向上を図ること。また、大井コンテナ埠頭を公共化するすることにより、港湾コストの縮減に努めること。（港湾局）

- 3 羽田空港の再拡張・国際化に向けて、国の空港整備特別会計に対する無利子貸付を行うこと。また、引き続き、羽田空港の再拡張・国際化、横田基地の民間航空利用に向けた東京における航空機能に関する調査を行うこと。（都市整備局）
- 4 物流効率化施策を推進するため、商店街、物流事業者や荷主などと連携した地区の物流を効率化する計画に対する認定制度の創設や、大型貨物車の走行ルートの適正化の方策の検討を行うこと。（都市整備局）
- 5 都心部及び臨海部における道路交通円滑化の効果の早期発現を図るため、優先整備路線の整備が進んだ概ね10年後の街路網をベースとした道路交通の円滑を図るの方策を検討・検証すること。（都市整備局）
- 6 首都圏における道路網の拡充のため、都県境を越えた都市計画道路における幅員の不整合、路線の断絶などの解消方策について調査・検討すること。（都市整備局）
- 7 長期未着手となっている環状道路整備の推進を図るため、P I（パブリックインボルブメント）による合意形成手法の活用等、地域と連携して調査・検討すること。（都市整備局）
- 8 東京圏の交通ネットワークの形成を目指して、三環状道路の整備促進や都市の骨格を形成する幹線道路を重点的に整備するとともに、鉄道の連続立体交差化事業を推進すること。（建設局）
- 9 東京外郭環状道路について、必要となる周辺基盤整備や周辺まちづくりに関する調査検討を進めるなど、整備に向けて取り組むこと。（都市整備局）
- 10 中央環状新宿線や晴海線などの整備を進めるとともに、首都高速道路公団への出資金等については、その必要性を十分精査し、東京都として主体的な判断のもとに行うこと。また、中央環状新宿線の換気塔については、自動車公害対策の進捗状況も踏まえて、検討すること。（都市整備局）
- 11 「踏切対策基本方針」に基づき、交通渋滞等の踏切問題の早期解消に努めること。（都市整備局）
- 12 物流ボトルネックの解消に向けて、東京港臨海道路2期を整備するとともに、新木場・若洲線、若洲橋の整備や東京臨海部における物流機能の高度化に努めること。（港湾局）
- 13 大型貨物車両の通行ルートを確保するため、橋梁の耐荷力向上を図るなど、橋梁の整備を行うこと。（建設局）

四 快適な公共交通について

- 1 東京における最適な交通システムのあり方について、国に対して必要な制度創設や改善を提言するため、新たな公共交通システムの技術調査など、必要な調査・検討を行うこと。（都市整備局）

- 2 公共交通網の整備促進を図るため、地下高速鉄道、常磐新線、東京臨海高速鉄道臨海副都心線、日暮里・舎人線整備事業などに対して必要な助成、出資、貸付等を行うこと。また、京急蒲田駅やJR日暮里駅の総合改善事業を行うこと。（都市整備局）
- 3 西多摩地域など交通不便地域住民の生活バス路線を確保するため、市町村が実施しているコミュニティバスに対する補助制度の創設及び交通不便地域における乗り合いバス事業者への助成に対する財政的支援を講じること。また、ICカードシステムの導入に伴い、必要となる装置設置への支援を行うこと。さらに、運輸事業振興助成交付金を交付すること。（都市整備局）
- 4 都営バス乗務員への安全指導のため、ドライブレコーダーを導入し、バス運行の安全確保に努めること。（交通局）
- 5 車両のバスレーンへの違法進入を抑止するバスカメラシステムの導入などにより、バスレーンの走行円滑化を進めること。（交通局）
- 6 バス停留所への簡易型バス接近表示器の設置や標識柱等の他国語表記、地下鉄ホーム案内サインの再整備などにより、地下鉄・バスの情報提供環境について充実を図ること。（交通局）
- 7 地下鉄の運転の安全性向上のため、速度制限装置の設置等を行うこと。（交通局）
- 8 都電荒川線においては、車両の安全走行のため一般車両併走区間の交差点内軌道敷部分のカラー舗装化を行うとともに、踏切のない交差部には引き続き接近表示器の設置を進めること。（交通局）
- 9 都電荒川線の利用促進や沿線地域への観光まちづくりに資するため、新型車両の導入と老朽化車両の更新を進めること。（交通局）
- 10 日暮里・舎人線（仮称）については、平成19年度末の開業に向け、着実に準備を進めること。（交通局）

五 住宅の供給について

- 1 良質な住宅の市場流通を促すため、平成18年5月に不動産仲介業者、金融機関、検査・保証機関等が連携して設立した「東京都中古住宅流通促進協議会」を積極的に活用し、品質情報の適正な表示の促進や、良質な物件に対する民間融資の円滑化などに取り組むこと。（都市整備局）
- 2 マンションの長寿命化による良質な居住の確保のため、平成17年に策定した「マンション管理ガイドライン」の普及を図るとともに、マンション改良工事に対する現行の助成事業について、ガイドラインに即した管理を行う者への補助の重点化などを検討し、集合住宅の適切な維持管理を促進すること。（都市整備局）
- 3 分譲マンション居住支援として、建替えの具体事例などの調査・分析を行い、東京都としての分譲マンション建て替え支援モデルを構築すること。（都市整備局）

- 4 東村山市本町地区プロジェクトについては、事業の適切な進行管理を行うとともに、建物価格の低減化と品質に関する検証を進めること。（都市整備局）
- 5 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐるトラブルを防止するため、賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底などにより制度の普及を図るとともに、礼金・更新料ゼロ運動の展開に努めること。（都市整備局）
- 6 多摩の木材を活用した住宅供給の仕組みづくりについて、金融機関と連携した低利融資などの制度の充実を図るとともに、木造住宅の耐震補強材としての活用も含め、積極的に取り組むこと。（都市整備局）
- 7 民間住宅助成事業、都市型民間賃貸住宅供給助成事業、都市居住再生促進事業など、都営住宅に対する需要に応える手法としての活用も図りつつ、住環境の整備に取り組むこと。（都市整備局）
- 8 区市町村住宅供給助成事業として、公営住宅建設費補助、家賃対策補助等を行うこと。また、東京都と区市町村との公営住宅のアンバランスを解消するため、都営住宅の区市町村への移管を推進すること。（都市整備局）
- 9 都営住宅の管理運営にあたっては、高額所得者対策を進めるとともに、期限付き入居の拡大や募集方法の改善を図ること。さらに、自治会が集めている共益費について、透明性・公平性の確保に向けて、対策を講じること。（都市整備局）

産業の振興で東京を元気に

一 中小企業等への支援について

- 1 中小企業の経営革新支援として、製造業OBを活用した現場力強化支援や物流効率化推進などに取り組むとともに、中小企業の事業承継を図るためのシステムの構築・強化を図ること。（産業労働局）
- 2 中小企業の販路拡大を支援するために、中小企業が海外に事業展開する際の支援や国際ビジネス環境の整備促進などに取り組むこと。また、東アジア圏のそれぞれの見本市での交流を図るなど、国際化への支援に取り組むこと。（産業労働局）
- 3 中小企業への技術支援として、ブランド戦略支援事業を新設するなど、知的財産活用への支援を充実するとともに、産学官が連携したデザイナーの育成プロジェクトなどを実施すること。また、ものづくりに関わる総合的な人材育成に取り組むこと。さらに、環境や福祉などの社会的な課題の解決に役立つ研究開発に対する助成事業を行うこと。（産業労働局）
- 4 中小企業のCSR（社会的責任）への取り組みを支援すること。（産業労働局）特に、東京都の入札において、最低賃金法など労働条件の確保やグリーン調達などCS

- Rに取り組む中小企業が優遇される仕組みを構築すること。（財務局）
- 5 創業支援を進めるために、先駆的ベンチャー支援施設を整備すること。また、福祉や環境など社会的な事業を行おうとするNPOなどの事業者に対して、起業に向けた育成支援事業を実施すること。（産業労働局）
 - 6 地域工業の活性化に向けて、区市町村と連携しながら、地域工業の集積・振興に対して支援するとともに、工場用地や貸し工場などの情報提供などの支援策を通じて、都市型工業の振興を図ること。（産業労働局）
 - 7 商店街の活性化に向けて、福祉、環境や観光などの視点から商店街施策の充実を図ること。また、「新・元気を出せ！商店街事業」については、区市町村と連携しながら、利用促進を図るとともに、助成率や限度額についても検討すること。（産業労働局）
 - 8 公衆浴場対策として、健康増進型公衆浴場改修支援事業や公衆浴場改善資金利子補助などの支援を行うこと。（生活文化局）
 - 9 産業振興の総合的な支援拠点を整備するため、江東区青海地区の土地取得や昭島市都立短大跡地での実施設計など産業支援体制の再整備を図ること。また、戦略的産業分野の育成を図ること。（産業労働局）
 - 10 中小企業制度融資については、前年度と同水準の十分な融資目標額を設定するとともに、融資メニューの整理・統合を図るなど、利用しやすい制度に再構築すること。また、NPOの行う事業を支援するために、新たな融資制度を創設すること。（産業労働局）
 - 11 生活協同組合に対する貸付け・融資制度を充実するなど、消費生活対策を推進すること。（生活文化局）
 - 12 産業を支える人材育成を図ること。（産業労働局）
 - (1) 職業能力の開発・向上を図るため、公共職業訓練においては、セーフティネットとしての職業訓練を推進するとともに、民間においては、職人塾やものづくり体験塾など、ものづくり人材の育成を図ること。
 - (2) しごとセンターの多摩地域への展開を図ること。

二 観光産業の振興について

- 1 東京におけるコンテンツ産業に関するイベントの連携を図るとともに、これらイベントを契機にしたシティセールスの展開を図ること。併せて、アニメに関する人材育成に取り組むこと。（産業労働局）
- 2 観光まちづくりとして、舟運ネットワークの構築など、水辺の観光資源の活用に取り組むとともに、江戸東京のまち並みを観光資源として活用するための取り組みを実施すること。（産業労働局）

- 3 運河ルネッサンスの取り組みを臨海部全体に広げ、多様で魅力ある舟運ネットワークと賑わいと潤いのある水辺空間の創出に取り組むこと。（港湾局）
- 4 映画などの映像を通じて、東京の魅力を世界に発信していくために、ロケ地映像のデータベース化などを進め、東京フィルムコミッションに取り組むこと。（産業労働局）
- 5 受け入れ体制を整備するために、歩行者用観光案内標識の設置を進めるとともに、外国語での食のメニューの普及を図ること。また、受け入れ側の「おもてなし」の普及・充実を図るために、東京ホスピタリティコンテストを実施すること。（産業労働局）
- 6 銀座や上野などの一定エリア内において、ＩＣタグ等の情報最新技術を活用したまちづくりの実用性と効果について、実証実験を通じて検討すること。（都市整備局）
- 7 高潮防御施設の整備として、テラスの連続化やバリアフリー化、江東内部河川の観光資源化や舟運の活性化を促す防災船着き場の活用など、水の都としての再生に取り組むこと。（建設局）
- 8 観光振興や地域の活性化に資するため、都電荒川線における新型車両の導入を進めること。（交通局）

三 農林水産業の振興について

- 1 食の安全・安心を確保するために、食育推進団体への支援や食育フェアの開催、体験型食育事業の実施など食育の推進を図ること。また、農業経営の安定化を図るために、農地と担い手のマッチング事業の充実を図ること。（産業労働局）
- 2 東京の森林を再生させるために、主伐や混交林化推進など、スギ花粉発生源対策に取り組むとともに、シカ対策として緊急裸山対策に取り組むこと。また、公共施設や住宅での多摩産材の活用に積極的に取り組むこと。（産業労働局）
- 3 漁業資源の管理として、多摩川での産卵場の整備など「江戸前アユ」復活事業に取り組むこと。また、テングサ磯焼け対策やサメなどによる食害対策などに取り組むとともに、沖ノ鳥島での漁業創業支援対策などを実施すること。（産業労働局）
- 4 中央卸売市場について（中央卸売市場）
 - (1) 豊洲新市場の整備については、土壌汚染対策を確実に実施するとともに、液状化対策のための地盤改良工事に万全を期すとともに、関係者に対して、引き続き、十分な説明・協議を行うこと。
 - (2) 都民が「食」に関する知識を習得し、「食」を選択する力を育むとともに、健全な食生活を実践することができるよう、生鮮食料品流通の現場での様々な体験の機会や情報を提供し、食育を推進すること。
 - (3) B S E 対策として、ピッシングの中止に向けて、必要な対策を講じるとともに、

他の地域でBSE感染牛が確認された場合には、安全が確認されるまでと畜を行わないなど、万全の安全対策を講じること。

ともに支え合う豊かな都民生活

一 多様な「公」の育成について

- 1 自らの能力を地域社会に活用したいと考える都民の活動を支援していくこと。（知事本局）とりわけ、福祉や環境など社会的な事業を行おうとするNPOなどの事業者に対して、起業に向けた育成支援事業を実施すること。（産業労働局＝再掲）
- 2 市民活動を促進するために、社会貢献活動団体との協働を推進するとともに、東京ボランティア・市民活動センターの運営を充実させること。NPOとの協働マッチング事業を実施すること。（生活文化局）
- 3 中小企業制度融資について、NPOの行う事業を支援するために、新たな融資制度を創設すること。（産業労働局＝再掲）
- 4 行政と都民とが情報を共有し、都民の都政への参画を進めるために、テレビ・ラジオ等による都政広報や情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めること。（生活文化局）

二 共に生きる社会について

- 1 人権施策推進指針を踏まえ、複雑化・多様化する人権問題に対して、都民・NPO・企業等と連携し、人権侵害への直接的な対処のみならず、社会的な機運の醸成や都民・企業等の意欲を生かすための基盤づくりなど、人権問題に共通する観点による総合的な取り組みを展開すること。（総務局）
- 2 国際共同事業においては、事業の実施を通じて相互の信頼関係を醸成し、ともにアジアの繁栄と発展を目指すため、新技術開発、環境対策、産業振興など共通の課題に連携して取り組むこと。（知事本局）
- 3 外国人への防災知識の普及啓発のため、防災情報の多言語化、防災語学ボランティア募集・登録・訓練を実施すること。（生活文化局）
- 4 国際理解教育の推進のため、外国人教育指導員の配置を行うとともに、日本語学級においては、日本語指導の専門性を持つ人材の活用を行うこと。（教育庁）
- 5 海外青少年の東京への教育旅行の受け入れを図り、併せて、日本の学校との交流事業を展開することで、相互理解の促進を図ること。（産業労働局）
- 6 男女平等参画の推進に向けて、配偶者暴力対策基本計画のもと施策を着実に推進すること。

- (1) 被害者の状況やニーズに応じた一時保護が行えるよう、一時保護体制を拡充するとともに、警察署とも連携して取り組むこと。
 - (2) DV被害者が必要とする適切な支援を受けられるよう、被害者自立支援機能を拡充させること。
 - (3) 職務関係者による二次被害を防止するため、研修を実施するとともに、苦情への適切な対応を図ること。また、民間団体と連携した取組を進めるため、DV被害者自立支援民間人材を養成すること。
 - (4) 住民に身近な区市町村が相談支援機能を高めることができるよう、被害者支援基本プログラムの作成や区市町村による配偶者暴力相談支援センター整備を支援すること。
- 7 配偶者暴力支援センターを充実し、相談支援体制を強化すること。また、東京ウィメンズプラザの充実に努めると共に、男女平等参画施策の一環として、情報収集活動を拡充すること。（生活文化局）

三 安心して働くことができる公正な社会について

- 1 多様な働き方を支援するため、しごとセンターにおいて、能力開発に関する情報提供やNPO・ボランティア相談等を実施すること。（産業労働局）
- 2 中高年の雇用・就業を支援すること。（産業労働局）
 - (1) しごとセンターにおいて、団塊の世代向け就業支援を実施するとともに、高齢者向け再就職活動支援セミナーなどを充実すること。
 - (2) シルバー人材センターにおける職種の拡大を図るなど、技術や知識、経験などを生かせる施策を拡充すること。
- 3 女性再就職支援事業として、再就職のサポートプログラムを開発するとともに、利用者向け託児サービスなどを実施すること。（産業労働局）
- 4 労働相談・指導を充実すること。（産業労働局）
 - (1) パート・アルバイト、派遣労働などのいわゆる非正規労働者（非典型労働者）の雇用環境を改善するために、企業における法令遵守を徹底するとともに、処遇改善に取り組む企業へのインセンティブの付与などに取り組むこと。
 - (2) 時短や男性の育休取得なども含めた労働条件の改善を図るために、職場改善訪問事業をはじめとした雇用管理支援事業を充実すること。
 - (3) パートアドバイザー制度の充実やメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、両立支援など労使の共通の課題について新たに協議の場を設けるなど、労働相談の機能強化を図ること。
- 5 労働組合法の改正を踏まえ、東京都労働委員会における職員の専門的能力の一層の向上を図るため体系的な研修を充実するなど、審査のより一層の迅速化・的確化を進

めること。（労働委員会）

四 都民を豊かにする芸術文化及び生涯学習について

- 1 東京国際映画祭やショートショートフィルムフェスティバル、国際アニメフェアなどの連携や東京ロケーションボックスの充実など、東京発の映像文化の振興に努めること。（生活文化局）
- 2 都民芸術フェスティバルや隅田川花火大会、地区花火大会への助成を行うなど芸術文化事業を推進すること。（生活文化局）
- 3 文化財保護の充実として、文化財保護管理や保存助成を充実すること。また、都内に数多く残る戦争遺跡の保存に取り組むこと。（教育庁）
- 4 生涯学習の充実として、生涯学習情報システムの運営のほか、都立学校公開講座の拡充や都立学校の開放を進めること。（教育庁）
- 5 都立図書館改革を進めるとともに、都立図書館資料を充実させ都民サービスの向上を図ること。（教育庁）
- 6 ユースプラザの整備を着実に進めること。（教育庁）

分権・改革の自治体に

一 自治体行政の拡充強化について

- 1 人口減少社会における持続可能な東京の将来像を示す、総合的なビジョンを策定すること。（知事本局）
- 2 地方税財政制度の抜本的改革に関する提言を、今後も積極的に行っていくこと。（主税局）
- 3 分権体制の確立に向けて、国庫補助負担金、地方交付税の縮減等による税財政制度の抜本的改革を通じて、国と自治体との税源配分を見直し、自治体への税源移譲を図るよう国に強く働きかけること。（財務局・主税局）
- 4 法人事業税の分割基準など、極めて合理性に欠ける地方交付税不交付団体に対する財源調整措置を速やかに廃止するとともに、国直轄事業負担金をはじめとした不合理な地方財政負担を是正するよう国に強く働きかけること。（財務局）
- 5 道州制の導入を展望し、八都県市の連携を強めるとともに、共通する事項の統一条例化、広域連合制度の活用などを検討すること。（知事本局）
- 6 東京発自治論を発信するにあたっては、地方税財政制度のあるべき姿を明確にし、自治体間の連携のもと、国にその実現を働きかけていくこと。（知事本局）

二 区市町村の振興について

- 1 区市町村の自主性、自立性の向上を図る権限、財源の移譲を積極的に進めること。
(総務局)
- 2 各区市町村が自主的、主体的に広域連合の活用や区市町村合併を進め得る環境を整備すること。(総務局)
- 3 基礎的自治体としての特別区の自立、自治権拡充の観点から、今後の都と特別区のあり方について根本的かつ発展的に検討すること。(総務局)
- 4 「東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、区市町村が処理する事務に係る経費について、必要な措置を講じること。(総務局)
- 5 市町村に対する総合的な財政支援を行い、市町村行財政基盤の安定・強化及び多摩・島しょ地域の振興の一層の促進を図ること(市町村総合交付金)。その際、自己責任に基づく自治体運営の確立、自治体の主体性の確立に留意すること。(総務局)
- 6 特別区が行う都市計画事業について交付金を交付し、事業の円滑な推進を図ること。
(特別区都市計画交付金)(総務局)
- 7 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること。(区市町村振興基金繰出)(総務局)
- 8 島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。
(総務局)
 - (1) 島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、(財)東京都島しょ振興公社に対する貸し付けを行うこと。(総務局)
 - (2) 小笠原航空路開設に関しては、小笠原村の意向や国の動向なども踏まえ、早急に今後の対策をまとめていくこと。
 - (3) 移入種対策など、小笠原諸島での世界自然遺産登録推進事業に取り組むとともに、併せて、エコツーリズムについても取り組むこと。(環境局)
 - (4) 小笠原の世界自然遺産登録に向け、今後の土地利用のあり方や景観の誘導・保全などに資するための調査を実施すること。(都市整備局)
- 9 三宅島火山活動災害への対応について
 - (1) 三宅島火山活動災害に伴う災害復旧・復興事業を円滑に進めるため、三宅村に対して財政支援を行い、三宅村民の生活再建対策に万全を期すこと。(総務局)
 - (2) 三宅島火山活動災害による被災者に対して、災害援護資金の貸付などを行うとともに、生活再建資金等を支給すること。(福祉保健局)
 - (3) 三宅島への航空路を早期に確保するため、現在閉鎖中の三宅空港の再開に必要な施設の復旧等を行うこと。(港湾局)
- 10 島しょとの定期船の就航率を向上させるため、大型定期船対応として、岸壁・防波堤等の整備を行うこと。また、ジェットフォイルの対応として、岸壁・泊地等の整備

を行うこと。（港湾局）

三 都庁改革について

- 1 成果重視の都政運営の実現のため、行政評価制度を再構築し、複式簿記・発生主義会計の実施、事業別バランスシート作成をふまえた、行政評価の内部評価から第三者評価への移行を検討すること。（知事本局）
- 2 C I O（最高情報責任者）を初めとした管理職への民間企業等からの登用を検討すること。（総務局）
- 3 適正な調達によって、都庁の電子化を促進し、業務の効率化と迅速化や、電子申請などの都民サービスの向上を図るとともに、個人情報保護を保護し、情報技術を効果的に活用できるよう事務処理体制を整備すること。（総務局）
- 4 住民基本台帳ネットワークにおける個人情報保護、セキュリティー対策に万全を期すこと。（総務局）
- 5 事業別バランスシートの活用や事務事業評価の実施などによるマネジメントサイクルを確立して、さらに効果的な予算編成を行っていくこと。（財務局）
- 6 公会計に企業会計手法を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、企業会計手法が活用されるシステム改革に取り組むこと。（財務局）
- 7 強固な財政基盤の確立に向けた施策の再構築を引き続き実施するとともに、少子高齢化、人口減少などをふまえた中長期的な視点にたった財政運営原則の確立（財政運営基本条例の制定）を図ること。（財務局）
- 8 大規模施設、庁舎などの改修、改築は、財政への影響を平準化するため、計画的に実施していくこと。（財務局）
- 9 東京都が所有する土地・建物について、既存ストックの有効利活用、未利用地の売却・貸し付け・暫定利用、コスト管理の徹底等を積極的に推進すること。（財務局）
- 10 市場化テストを行う際には、事前に政策目標や事業内容を公開して、民の改革提案を受け付けるような仕組みを導入していくこと。（総務局）
- 11 建築行政について、建設業の許可申請や建築士・建築士事務所の登録申請に係る窓口業務を民間へ委託するなど、事務事業の一層の効率化を図ること。（都市整備局）
- 12 監理団体の自主的・自律的運営と経営改革を促進すること。（総務局）
 - (1) 住宅供給公社については、改正地方自治法による指定管理者制度の実施に伴い、廃止や民営化も含めて検討すること。（都市整備局）
 - (2) 埠頭公社の民営化など、臨海地域の監理団体改革を推進すること。持株会社構想については、天下りによる甘えの構造を排し、民間の経営ノウハウを十分に活用すること。また、子会社化される監理団体は、引き続き、情報公開に取り組むこと。（港湾局）

(3) 新銀行東京については、設立目的でもある「技術力や将来性等に優れた中小企業を総合的に支援する」ために効率的な事業展開を図るとともに、官民の役割分担を踏まえつつ、そのあり方について検討をすること。(産業労働局)

1 3 公営企業改革について

(1) 公営企業においては、今年度で終了する経営計画の達成状況を踏まえて次期経営計画を策定し、多様化する都民のニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供すること。また、これまで以上の企業努力により、強固な財政基盤と低成長下での都民負担に配慮し、計画的・効率的な事業運営に努めること。(交通局、水道局、下水道局)

(2) 地域におけるまちづくりプロジェクトへの提供など、目黒分駐所跡地、馬込車両工場跡地など未利用地の有効活用に努めること。(交通局)

(3) 地下鉄駅構内への専門店の新規開拓など、収入の拡大を図ること。(交通局)

(4) 水道・下水道施設を資産として捉え、各施設の状態を客観的に把握・評価し、資産の状態を予測するとともに、いつどのような対策をどこに行うのが最適かを考慮し、計画的かつ効率的に管理する手法としてのアセットマネジメントについて、水道・下水道事業への導入に向けた調査・検討を行うこと。(水道局・下水道局)

(5) 多摩地区水道事業の経営改善については、基本計画に基づき、統合市町と十分協議のうえ、住民へのPRも図りながら、円滑な推進に努めること。(水道局)

(6) 工業用水道事業は、厳しい経営状況に鑑み、一層の経営努力をすること。(水道局)

(7) 下水再生水、汚泥や下水道施設の上部空間など、下水道の持つ資源の積極的活用に努めること。とりわけ汚泥の有効かつ積極的活用を進めるために、東京都や都関連の公共施設、都が発注する公共事業等への利用促進を働きかけること。(下水道局)

(8) 下水道管渠を利用した光ファイバー通信網の接続計画を着実に推進するなど、下水道事業の効率的な運営を図ること。(下水道局)

1 4 入札改革について

(1) 都発注、局発注の入札に電子入札の導入を促進し、入札・契約手続の透明性を高めるとともに不正の防止に努めること。(財務局)

(2) 発注ロットの設定に当たっては、中小企業の受注機会の確保に留意すること。(財務局)

(3) 一般競争入札の対象について9億円以上の工事に限定されているため、一般競争入札の対象をより広げることを検討すること。(財務局)

1 5 汚職等の再発防止に向け、再発防止策を着実に実施していくとともに、公益通報制度の整備を図ること。(総務局)

- 1 6 公金の運用管理に万全を期すこと。(出納長室)
- 1 7 コストと事務の削減に大いに貢献している用品制度を今後も継続していくこと。
(出納長室)
- 1 8 公正・公平に滞納整理を促進するとともに、納税者の個別事情等にもきめ細かな対応を図ること。(主税局)
- 1 9 使用料等滞納金の未収金回収について、各局等と連携を強化して回収を促進するとともに、新たな滞納を発生させない仕組みづくりを進めること。(主税局)
- 2 0 いわゆる駅ナカ課税、駅舎構内の大規模な商業施設や鉄道の高架下の店舗等に対する固定資産税の評価の見直しを検討・実施していくこと。(主税局)
- 2 1 小規模住宅用地の都市計画税について、軽減措置を 19 年度も継続すること。(主税局)
- 2 2 小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置を 19 年度も継続すること。(主税局)
- 2 3 新築住宅に係る固定資産税・都市計画税の減免措置の適用期限を 1 年延長すること。
(主税局)

2016年の東京オリンピック招致に向けて

一 招致に向けた取り組みについて

- 1 21世紀の東京に再びオリンピックを招致するため、国際社会に訴える理念を構築して、最高の大会計画書である立候補ファイルを作成すること。(オリンピック招致本部)
- 2 都財政の健全性を念頭に、関連経費もコンパクトな、品格のあるスマートなオリンピックを目指すこと。(オリンピック招致本部)
- 3 東京オリンピック招致委員会が活動を行いやすいように、援助を始めとする様々な側面支援を行うこと。(オリンピック招致本部)
- 4 オリンピックに関する情報は適切に提供し、都民の幅広いコンセンサスを得ていくこと。(オリンピック招致本部)
- 5 閣議了解を始め、招致から開催に至るまで、国や関係自治体、民間の全面的バックアップを得ていくこと。(オリンピック招致本部)
- 6 在京大使館や海外都市との交流を進展させ、東京オリンピックを実現するためにも、オールアジアの体制を構築し、世界各国からの支持を得ていくこと。(知事本局)
- 7 環境を最優先した東京オリンピックの実現に向けて、東京オリンピック環境ガイドラインの策定や東京オリンピック環境アセスメント指針の策定に向けて取り組むと

ともに、東京オリンピック開催に係る温室効果ガスの排出量などを調査すること。
(環境局)

二 都民のスポーツ活動の充実について

- 1 東京マラソンの開催によって、東京ならではのおもてなしの精神を発揮し、東京の魅力の一つとして、世界に広く発信すること。(オリンピック招致本部)
- 2 国際スポーツ競技大会への後援や都民のスポーツ振興への支援を図るなど、オリンピック招致の機運を高めること。(オリンピック招致本部)
- 3 地域の誰もがいつでもスポーツに参加できる社会を目指し、地域スポーツクラブづくりの支援・推進を図ること。(教育庁)
- 4 部活動の指導力向上、競技力向上本部を設置しジュニア育成や総合的な競技力向上などに取り組むこと。また、東京国体の開催準備に取り組むこと。(教育庁)

以上